三　内部積立金の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること。

イ　金融機関との契約において、当該再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び内部積立金の管理に係る事項が定められ、内部積立金が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていること。

ロ　当該認定の申請をした者又はその親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。）若しくは子会社等（同条第三号の二に規定する子会社等をいう。）（その株式を金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において上場している場合に限る。）が、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類若しくはその附属明細書において内部積立金に充てるための資金を計上していること又はこれに準ずる場合。

四　前三号の規定にかかわらず、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に用いる再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積立て以外の方法によって確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること。

五　一年ごとに、積み立てられている内部積立金の額（前号に掲げる方法によって確保する場合にあっては、当該方法）を公表することに同意すること。

六　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の六第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ　イの規定による推進機関への積立てを開始した時点において積み立てられている内部積立金（第二号に掲げる基準を満たさなくなった場合にあっては、解体等費用に充てるための金銭）を、遅滞なく推進機関に積み立てること。

（解体等積立金の積立期間）

［新設］

第十三条の四　法第十五条の六第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和四年七月一日より前の日である場合　令和四年七月一日以降に最初に検針等（第二十五条で定める期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。）が行われた日

二　前号以外の場合　調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日

（解体等積立金の積立方法）

［新設］

第十三条の五　法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特